

第 37 回長野市景観賞の概要

1 根拠法令 長野市の景観を守り育てる条例 第 29 条

長野市景観顕彰制度実施要綱及び長野市景観顕彰制度実施要領

長野市の景観を守り育てる条例（抜粋）

（顕彰）

第 29 条 市長は、優れた景観の形成に寄与していると認める建築物等について、その所有者、設計者、施工者等を顕彰することができる。

2 市長は、優れた景観の形成に貢献していると認める団体等を顕彰することができる。

3 市長は、前 2 項の規定により顕彰しようとするときは、あらかじめ、長野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 募集期間 令和 6 年 3 月 1 日（金）から 5 月 31 日（金）までの 3 カ月間

3 応募件数 40 件 ※ 「工作物・土木構造物」、「団体」を含む

4 審査候補作品数 32 件 ※ 応募作品 40 件から重複、辞退などを除いた作品
※ 別紙「候補作品一覧」参照

5 募集の周知方法

- ・リーフレット、ポスター配布（市の出先機関、商工団体事務所、市内の大学等）
- ・市ホームページ、公式ツイッター等での周知
- ・広報ながの、新聞・業界紙（商工会議所だより、週刊ながの等）による広報
- ・NHK お知らせ放送、FM ぜんこうじ等による広報
- ・パネル展示による広報

（市芸術館交流スペース、MIDORI りんごの広場、ながの環境エネルギーセンター）

6 景観賞決定までのスケジュール

日 程	内 容
令和 6 年 7 月 16 日（火） 本日	第 1 回景観審議会による一次選考（書類）
令和 6 年 7 月 29 日（月）	第 2 回景観審議会による最終選考（現地審査含む）
令和 6 年 8 月 19 日（月） （同日付け）	景観審議会から市への答申 （市による第 37 回長野市景観賞の決定）
令和 6 年 9 月 30 日（月）	第 37 回長野市景観賞 表彰式